国立大学法人東京農工大学工学府・工学部運営規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学工学府・工学部運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
国立大学法人東京農工大学工学府・工学部運営規則		
平成16年4月7日		
16工 経教 規則第1号		
第1条~第8条 省略	第1条~第8条 省略(現行どおり)	
第9条 学部に教育研究支援等のため、次の施設を置く。	第9条 学部に教育研究支援等のため、次の施設を置く。	
	一 <u>削 除</u>	
二 ものづくり創造工学センター	二 ものづくり創造工学センター	
2 省略(現行どおり)	2 省略(現行どおり)	
3 省略(現行どおり)	3 省略(現行どおり)	
第10条 省略	第10条 省略(現行どおり)	
附則 省略	附 則 省略(現行どおり)	
附則省略	附 則 省略(現行どおり)	

附 則

この規則は、平成20年4月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。